# 令和７年度　相良村入湯税の使途状況について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して入湯客に納めていただく税金です。

その使途は、「環境衛生施設」「鉱泉源の保護管理施設」「消防施設等の整備」「観光の振興（施設整備を含む）」に要する費用に充てられます。

相良村では、令和７年度に収入した入湯税を「観光の振興」に要する経費に充てています。

（単位：千円）

| 事　業　名 | 事業費 | 当該事業の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 入湯税 | 補助金 | その他 | 一般財源 |
| 環境衛生施設の整備に要する経費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鉱泉源の保護管理施設に要する経費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 消防施設等の整備に要する経費 | 5,393 | 0 | 0 | 3,900 | 1,493 |
| 観光の振興に要する経費 | 32,812 | 891 | 0 | 6,093 | 25,828 |
| 計 | 38,205 | 891 | 0 | 9,993 | 27,321 |